

令和4年度第2回長野県障がい者施策推進協議会 議事録

日時 令和5年2月13日(月)14時00分～16時00分
場所 長野県庁西庁舎109号室

1 開会

(障がい者支援課 山本企画幹)

それでは令和4年度第2回長野県障がい者施策推進協議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、本協議会の事務局を務めております、障がい者支援課の山本哲也と申します。

皆様方には後程、会長を選出していただくこととなりますが、それまでの間、私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、福田健康福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

(福田健康福祉部長)

皆さんお疲れ様です。健康福祉部長の福田雄一です。

本日はお忙しい中、令和4年度第2回障がい者施策推進協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から県の健康福祉行政にご理解とご協力を賜りまして、この場を借りまして厚く御礼を申し上げます。

今年度、県では障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重しあう社会を目指すため、障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例を施行いたしました。

県民の皆様に、この条例の理念を理解していただくための啓発活動や、障がいのある方の自立、社会参加に向けた取組に関する施策を、市町村や関係事業者の皆様と連携しながら総合的かつ計画的に推進をしているところです。

本日は、令和5年度の主な障がい者施策の概要につきましてご説明をさせていただきそれぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りたいと考えています。

委員の皆様のご意見を踏まえまして、障がい者施策、共生社会づくりに向けた取組の充実に努めてまいりたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(障がい者支援課 山本企画幹)

福田健康福祉部長ですが、所用によりここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

お手元の会議次第の次に委員名簿がございます。ご確認をいただければと思います。委員名簿ですが記載のとおり15名の皆様に本協議会の委員を委嘱申し上げているところです。任期は令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年間をお願いしているところです。

今回、集合して開催する初めての協議会となりますので、委員名簿の順番に従いまして、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

まずは飯田委員さんからお願いいたします。

3 委員紹介

(飯田委員)

皆さんこんにちは。塩尻市役所健康福祉事業部の福祉課の課長をしております、飯田と申します。よろしくお願いいたします。

(榊原委員)

清泉女学院大学の榊原と申します。

専門は、情報のユニバーサルデザインというものを研究しています。他には、J I S -X8341シリーズという、J I S規格の優しいシリーズというふうに呼ばれていますけれども、コンピューターとかソフトウェアのアクセスシビリティのガイドライン等を作っています。今日はよろしくお願いいたします。

(障がい者支援課 山本企画幹)

佐藤様は欠席をされておりますので、高山様お願いいたします。

(高山委員)

私、長野労働局職業対策課で地方障害者雇用担当官をしております高山と申します。よろしくお願いいたします。

(田中委員)

飯伊圏域障がい者総合支援センターの田中と申します。現在、2期目を務めさせていただいています。よろしくお願いいたします。

(土井委員)

長野市にあります、社会福祉法人絆の会、主に精神に障がいのある方々の地域生活を支援しています。そこの常務理事をしています、土井と申します。よろしくお願いいたします。

(友野委員)

皆さんお疲れ様です。障がい者支援施設佐久療護園施設長の友野と申します。長野県身体障害者施設協議会で、現在は副会長を務めさせていただいています。

協議会の会長から、次は参加をということで、この場にいることになりました。コロナ禍となりまして、施設の生活もだいぶ、全く違うような状況になっています。

皆様と色々、情報交換ができればいいなと思っています。よろしくお願いいたします。

(長沼委員)

飯田病院の附属仲ノ町診療所の所長をしています長沼と申します。

もともと、飯伊圏域飯田の飯田市立病院の小児科におりまして、今はこちらの飯田病院におりますけれども、30年来この重症心身障がいに関わる重症心身障がい児及び重症心身障がい児者の医療と、それから福祉の事も一緒に今までずっとやっています。よろしくお願ひいたします。

(障がい者支援課 山本企画幹)

穂刈様は欠席となっておりますので、保坂様お願ひいたします。

(保坂委員)

皆さんこんにちは。長野県聴覚障害者協会の理事で、事務局長の保坂と申します。

長野県障がい者福祉センター（サンアップル）の2階に事務所があります。よろしくお願ひいたします。

(宮島委員)

皆さんこんにちは。豊丘村健康福祉課長の宮島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(武藤委員)

県視覚障害者福祉協会長野支部長をさせていただいています武藤です。よろしくお願ひいたします。

(障がい者支援課 山本企画幹)

村松様は欠席となっておりますので、毛利様お願ひいたします。

(毛利委員)

長野県議会選出の委員であります、毛利栄子と申します。岡谷下諏訪町区の選出ということで、ご厄介になっております。ここで皆さんからいただいた様々なご意見が県議会を通して行政に反映できればいいなと思っています。よろしくお願ひいたします。

(森岡委員)

皆様、初めまして。長野県社会福祉事業団の森岡恵子と申します。

事業所としましては、ほっと上伊那というグループホームの事業所を運営しています。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

(障がい者支援課 山本企画幹)

皆様ありがとうございます。

本日は15名の委員中、12名の委員の皆様にご参加いただいています。本会議はWEB会議システムを併用しまして、7名の委員の皆様にはWEB会議システムでのご参加。5

名の委員の皆様には、県庁にお越しいただいてのご参加となっております。

本日の協議会は、委員総数 15 名のうち、出席委員 12 名で過半数の出席を得ています。よって、長野県付属機関条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本協議会が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして会議資料の確認をお願いしたいと思います。あらかじめお送りしました資料は、資料一覧、委員名簿、会議次第、それから資料 1 から資料 6 までです。

お手元に資料一式が揃っているかどうか確認をしていただければと思います。

次に、この会議は公開で行います。併せて後日、県ホームページで、議事録及び会議資料の公表をまいりますので、よろしくお願いたします。

なお、本日の会議は 2 時間を予定してまして、終了時間は 16 時を目安とさせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

また、15 時に県庁内の放送が流れますので、その際、室内の換気を兼ねて、5 分間の休憩時間を取らせていただきたいと思います。と存じます。

それでは、次第に従いまして、まず会長の選出を行っていただきたいと思います。と存じます。

会長の選出につきましては、長野県付属機関条例第 5 条で付属機関に会長を置き、委員が互選するとなっております。選出方法につきましては、委員の互選となっておりますので、皆様方にお諮りしたいと存じます。どなたかご意見等ございませんでしょうか。

4 会長選出

(飯田委員)

はい。

(障がい者支援課 山本企画幹)

飯田委員、お願いたします。

(飯田委員)

福祉団体からの選出が適当だと思いますので、長野県身体障害者施設協議会の友野さんをお願いしたいと思います。と存じますが、いかがでしょうか。

(障がい者支援課 山本企画幹)

ありがとうございました。ただ今、飯田委員から友野委員を会長に推薦する旨の発言がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(障がい者支援課 山本企画幹)

それでは、ご異議がないようですので、友野委員に会長をお願いしたいと存じます。

早速、恐縮でございますが、友野委員には以後の進行をお願いしたいと存じますので、よろしくお願申し上げます。

5 会長就任、あいさつ

(友野会長)

それでは皆さんすみません。私のような者を選んでいただきまして、本当に皆様のご期待に添えるかどうか分からないのですが、よろしく願いいたします。

私は障がい者の支援施設の方だけなのですが、こちらに勤務して、かれこれ40年となりました。施設に関する制度等については、ある程度、承知しているつもりではあるのですが、このような全般的な施策だとか、計画等々に参画するのは本当に初めてです。

この度、このような機会を与えていただきましたので、とにかく勉強させていただきながら、本当に心細い舵取りになるかと思うのですが、精一杯、頑張らせていただきますので、皆様、ご協力をお願いいたします。

(友野会長)

それでは、会議事項に入る前に、長野県付属機関条例の規定により、会長職務代理者を指名したいと思います。

森岡委員さんをお願いしたいと思います、よろしいでしょうか。

(森岡委員)

承知いたしました。

6 会議事項

(友野会長)

よろしく願いいたします。

それでは、会議事項に入ります。最初に、会議事項(1)、報告事項の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について、障がい者支援課から説明をお願いいたします。

(障がい者支援課 若林課長補佐兼施設支援係長)

資料1 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」の説明

(友野会長)

それでは、ただいまの説明に対してご質問やご意見等ありましたらお願いいたします。なお、ご発言に際しましてお願いがございます。

まず、発言をされる方は、挙手でお知らせいただいた上、指名を受けて、その後お名前を述べていただいてからご発言をいただきたいと思います。

ウェブでご参加の皆さんも、画面上に見えるように挙手をしていただきますようお願いいたします。

それでは、ご発言がある方、よろしく願いいたします。よろしいでしょうかね。こちらは報告事項でありますので、次に進ませていただきます。

(友野委員)

続きまして、会議事項(2)「障がい者共生社会づくり体制整備事業」について、障がい者支援課から説明をお願いいたします。

(障がい者支援課 藤木課長)

資料2 「障がい者共生社会づくり体制整備事業について」の説明

(友野会長)

それでは、ただ今の説明に対してご質問や今後事業を進める上でのご意見等ありましたらお願いいたします。

委員の皆様の方から何か、ご意見とかご質問等ありますでしょうか。毛利様。

(毛利委員)

(3)の総合リハビリテーションセンターの運営に関わって今般、企業会計を導入するというので県議会にはそれに関わって条例改正等も提案されているところであります。

ご説明の中では経営状況の把握と、中長期的な資産管理を通じた事業への安定化を図るために企業会計化するというご説明をいただいています。

ただ、一般的にいえば病院の会計を企業会計でやっているところも少なからずある訳ですが、県立総合リハビリテーションセンターの場合は福祉的要素も含まれていまして、企業会計を導入することによって、コスト意識を持っていただきながら運営していただくというふうになるかと思うのですが、県立の他の病院が独立行政法人化する時も直営という形で県リハについては残されていたので、経過についてお話しいただきたいことと、不採算部門を当然抱えていますので、その場合の行政側の応援がしっかりしていただけるのかどうかというところについて確認させていただきたいと思うので、お願いします。

(障がい者支援課 藤木課長)

それでは大きく2点ご質問いただきました。

一つが公営企業会計を導入するにいたった経過です。こちらにつきましては数年前のあり方検討会の中で、有識者から、県民に分かりやすい経理のもとで効率的な運営をしていくべきと報告書を取りまとめていただいています。従いまして県民の方に分かりやすい経理ということになりますと公営企業会計を導入していくのが一番分かりやすい。一般会計の中ですと大きな会計の中の一部ということで埋没してしまっていて、経営状況がなかなか掴みにくいので、そういった観点から公営企業会計を導入させていただくというのが一つ目です。

それから不採算部門についてのご質問いただいています。こちらについては、不採算の部門を抱えているからこそ県が直接運営している意義があると思っています。不採算部門を抱えながら、出来るだけ効率よく安定的に必要なサービスが提供できるようにそういった観点から収支差、診療報酬ですとか障がい福祉サービスの報酬で賄いきれない

部分については県として補填をしていく。収支差については県が補填するという考え方に基づいてセンターの運営をしていきたいと考えています。以上です。

(友野会長)

ありがとうございました。毛利様、今の説明でよろしいでしょうか。

(毛利委員)

分かりました。いずれにしても県で唯一の病院ですので、しっかり応援していただいて、皆様のご要望に応えられるものになるようにということをご要望させていただきます。

(友野会長)

他に皆様の方からご質問とかご意見とかありますでしょうか。

(土井委員)

絆の会の土井と申します。(1)の「障がい者共生社会づくり体制整備事業」について第1回目にお送りいただいたところで、フォーラムを1月から2月のどこかでやりますよ、ということが案内されていて、今週ですか、あるかと思うのですが、それについて少しどんな風に進んでいるか報告をいただければと思います。

なかなか周知されていない感じがあって、とてもいい講師というか、出演の方とか選んでいただいている思うのですが、その辺少しご説明いただきたいと思います。

(障がい者支援課 藤木課長)

フォーラム関係のご質問を頂戴しましたのでお答えさせていただきます。こちらの共生社会づくりフォーラムは、1月22日に実施済みです。

ただ、コロナ禍ということもありましたので、会場に入る人数は制限させていただいて、オンラインで参加していただけるような形で実施させていただきました。

それから当日、都合でご参加できない方もいらっしゃるだろうということで、いま、その時の動画の編集作業をさせていただいており、近いうちにホームページで、その動画をアップして皆様に見ていただけるように、そんな準備をしています。動画の手配が整ったところで広く県民の皆様に見ていただけるように周知をしていきたいと考えています。以上です。

(土井委員)

是非よろしくお願いします。

(友野会長)

他には何かご質問とかご意見はありますか。田中様。お願いします。

(田中委員)

ほっとすまいるの田中ですが、専任の職員の方を配置されて、前回の資料で相談件数が結構 100 件以上というような資料をいただいています。

それに対する対応、例えば虐待ですとフローチャートがあって、県にどのようにして挙げていくとか色々あるのですが、これというのは直接、個人なり、何かの団体からの相談なのかとか、その主だった内容とかですね、企業が多いのか、どういう関係が多いのかというのを、教えていただければと思います。

(障がい者支援課 藤木課長)

差別等の関係の相談窓口への相談状況について、ご質問をいただきました。

今年の 1 月末現在で、166 件ご相談をいただいています、主に個人の方が多いいいます。

実際に差別的な取扱いや、あるいは合理的配慮が提供されていないというご相談は、それぞれ 1 割ずつぐらいで、あとは制度的なことを聞きたいとか、あるいは日頃の生活に対する不満とか、そういったお話が大半という状況です。以上です。

(田中委員)

はい。ありがとうございました。

(友野会長)

それでは他に何かご質問ですとか、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、資料 2 についての説明等々につきましては以上といたしたいと思います。次に、「障がい者就労支援関係事業について」障がい者支援課から、説明をお願いいたします。

(障がい者支援課 大内課長補佐兼共生社会推進係長)

資料 3 「障がい者就労支援関係事業について」の説明

(友野会長)

それでは、ただ今の説明に対して、ご質問ですとか今後事業を進める上でのご意見等がありましたらお願いいたします。

(友野会長)

飯田委員さん、お願いします。

(飯田委員)

福祉就労の関係で、塩尻市にも就労継続 B 型が 7 ヶ所あるのですが、基本はここに書いてあるとおり、自立した生活を送るためということで生活のリズムを作ることが大前提だと思うのですが、工賃の向上を私たち塩尻市でもそういった話があるものですから、今回この強化事業ということでいくつか載せていただいているのですけ

ども、それでご質問したいと思うのですが、一つ目としましては、このコーディネーターを4人というのはそれぞれ、北信、東信、南信、中信ということで就けられるということなのか、いつからそのコーディネーターが就けるのか分かれば教えていただければと思います。

二つ目のアドバイザーとして事業所に派遣するというふうになっているのですが、こちらはどのような内容と、何人くらいだとか内容が分かれば教えていただきたいということと、最後三番目に工賃の向上セミナーを開催するということなのですが、いつ開催するのか教えていただければと思います。

(障がい者支援課 大内課長補佐兼共生社会推進係長)

ただいま三つのご質問をいただきました。まず地域連携促進コーディネーターの配置についてですが、先ほど飯田委員からもお話がありました東信、中信、南信、北信の4か所にそれぞれ一名配置しましてコーディネートをしています。

こちらの県の事業は、セルフセンターに委託している事業になります。

続いてアドバイザーの関係ですが、民間の専門技能を持っている方を登録してありまして、その方を必要に応じて派遣して技術的指導を行っているものになります。

どういった技能が必要だとか、農業をやるときに分からないことですか、そういったことを具体的にお話しいただければ、それに対応できるアドバイザーを繋げるという形になっています。

続いて工賃向上セミナーです。セミナーは今年度2回、1回はもう済んでいるのですが、もう1回は近々開催することになっています。

こちらは就労事業所の方にセルフセンターを通じて周知等しています。しかし、皆さんのお耳に入っていない状況であるのかなと認識しました。より多くの方に参加していただくように周知を工夫しながら開催していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

(土井委員)

関連していいですか。

(友野会長)

土井委員、お願いします。

(土井委員)

いまの民間の専門技能を有する人材アドバイザーの件ですけれども、登録というのはその時に必要であればすぐ登録させていただけるのか、去年、申し込んでも通らなかったということがあったのですが。結構もう一杯で予算というか、いつも使い切るぐらいまで申し込みがあるのでしょうか。その辺をお伺いしたいです。

(障がい者支援課 大内課長補佐兼共生社会推進係長)

これもセルフに委託して行っている事業でして、年間を通じて多くの事業所にやって

いただいています。実績ですけれども、このところコロナの関係もあったので派遣回数
がもしかしたら減ってるかもしれないのですけれども、昨年度 12 回、その前は 15 回と
数的には希望があればそれに応じて行っています。

セルフセンター協議会の方にお話をいただければ調整等させていただきますので、ま
たお話をいただければと思います。

(土井委員)

ありがとうございます。

(友野会長)

高山委員お願いします。

(高山委員)

長野労働局の高山です。意見というか、引き続いてのご協力依頼となります。先ほど
法定雇用率の達成割合などのご説明をいただいたところですが、そうした業務運営に関
しまして、長野労働局長と長野県知事さんと連名での勸奨状など、毎年ご協力をいた
だいているところです。

あと、ここに書いてある事業の内容で言いますと、一般就労に向けてナカポツセンタ
ー（障害者就業・生活支援センター）さんと県の短期トレーニングという事業は、ハロ
ーワークの障がい者の就労支援にとって本当に大きな職業リハビリテーションの役割
を果たしていただいている事業なので、引き続いてご協力をお願いしたいというところ
です。

また、雇用率（法定雇用率）の話で言うと、最近マスコミでも取り上げられたのでご
存知の方もいらっしゃると思うのですが、障害者雇用促進法では 5 年に一回雇用率の見
直しが規定されていて、来年度から見直しの期間に入ります。この雇用率は、6 月
1 日時点で毎年調査させていただいて、ハローワーク・労働局で集計しているところ
です。令和 5 年 6 月 1 日現在の調査は現在の雇用率が引き続き適用されることになり
ますが、令和 6 年 4 月から 0.2%、そして令和 8 年の 7 月からは更に 0.2%の引き上げと
なり過去最大の引上げと報道されています。

政省令の改正手続きはこれからとなりますが、この見直しにより未達成企業が大幅に
増えるのではないかと心配しているところです。

また、民間企業に限らず公的機関も同じような形で雇用率がアップしていきますので、
ステップアップオフィス事業（知的・精神障がい者チャレンジ雇用）のように公的機関
の雇用者を増やしていただくということも、とても大切に思っています。長野県は自治
体が多いので小さい自治体がかなり苦勞しているところで、その辺の支援を長野県さん
にもご協力いただけるとありがたいです。

それから現在、週 20 時間以上就労しないと雇用率のカウントにならないところ
ですが、超短時間労働者（週 10 時間以上 20 時間未満）が雇用率のカウントに入ってくる
予定です。

対象は精神障がい者と重度の身体・知的の方ということになりますが、これに伴い、

いい意味で様々な雇用のバリエーションが生まれてくるので、チャレンジ雇用などにも影響してくるのかなと思っていますので、一緒にご協力いただき検討いただく機会があればいいなと思っています。

(障がい者支援課 大内課長補佐兼共生社会推進係長)

障がい者の法定雇用率の達成については県としても課題だと思っています。

産業労働部、長野労働局さん等々関係機関と連携しながら達成を支援できるよう努めてまいりたいと思います。

いまその中でお話のあった障がい者の短期トレーニングにつきましても、職場短期実習は障がい者本人にとっても民間企業さんにとっても、それぞれの立場から実習を行うことで雇用・就業のミスマッチを減らす有効的な事業ですので、周知等を含めしっかり取り組んでまいりたいと思います。

それと先ほど小規模の市町村が苦労しているのではないかというお話です。県としまして今年度5月に、知事と市長村長との協議の場を活用して、市町村には法定雇用率の達成はもちろんですけれども、それ以上の障がい者の雇用についてご協力をというお話をさせていただきました。

また、来月の3月には市町村担当者向けの説明会もありますので、その中でも障がい者の雇用拡大についてご協力いただくようお話をしていきたいと思っています。

(友野会長)

他に皆さんの方からご意見ご質問とかありますでしょうか。

ほっとすまいる(飯伊圏域障がい者総合支援センター)の田中委員お願いします。

(田中委員)

以前、就労関係を担当していたこともありまして確認とお願い等したいと思います。ポツセンターで働いていたのですけれども、短期トレーニングというのは非常に有効な手段ということでいつも活用させていただいていますので、是非継続してお願いしたいと思います。

それとチャレンジ雇用ですけれども、やはり県のチャレンジ雇用というと県の職場ということになりますと、どうしても職場が限られてきています。そんな中で県の方からお願いしていただいて、例えば学校だとかその他配置で募集があって働いたりするのですが、「行っても仕事がない。」「何をやっていいかわからない。」というようなチャレンジ雇用をした方のご意見があって、今年度も1人途中で辞めてしまうこともありました。

やはり、ただチャレンジ雇用だから、ここで生活習慣をつけてお給料をもらって、それで次に繋ぐといっても仕事とはどういうものなのかというのをきちんと認識した上でないと一般就労というのはなかなか難しいので、その辺のところも考えた雇用というものをお願いしたいと思います。

それとこの福祉連携強化事業ですかね。そこでコーディネーターの役割なのですから、今でもうちのポツの職員がいろいろなところと連携していますけれども、移行事

業所が非常に減ってきています。この圏域でも。

いま実質、就労移行で運用できている所が2か所だけになりました。以前は6か所か7か所あったのですが、結局、就職がままならなくて単価が下げられてしまったりいろいろで、就労継続支援B型事業所だけにするとか、そんな形になってきています。

やはり移行から就職というのが一番理想であると捉えていたのですが、A型とかB型からも就職というところでポツの職員の方にもそういうところからの連携はとっていますけれども、コーディネーターさんの役割というのが今一分らないので、どのような形で活躍されているのか、その辺のところを説明していただきたいと思います。

(障がい者支援課 大内課長補佐兼共生社会推進係長)

三つお話いただきました。

短期トレーニング事業につきましては引き続き周知をしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

チャレンジ雇用の関係です。障がいのある方の特性に応じた、能力に応じた仕事の切り出しというのは非常に苦労しているところではありますけれども、他の機関でどのような仕事をやっていただいているのかとか、そういった好事例等も含めて共有しながら進めていきたいと思います。

高校の方では実は多くのチャレンジ雇用を採用していきまして、一つの学校につき1名を採用できるように取り組んでいるところです。

就業の準備というのは本当に大切だと思っています。地方公共団体、県にしろ、民間企業にしろ勤めるにはまずはその準備。ご本人の気持ちも含めて生活、就労の準備というのが非常に大事なものですので、関係機関等と連携しながら支援等取り組んでいきたいと思います。

三つ目のコーディネーターです。県が4か所おいてあるコーディネーターの説明でよろしいですか。

(田中委員)

はい。

(障がい者支援課 大内課長補佐兼共生社会推進係長)

こちらは、工賃アップのアドバイスを事業所に訪問し、また民間企業の方にも訪問して、就労施設でできること、「こんなことができますよ」ということをお伝えしながらマッチングをやっています。

各コーディネーターはそれぞれの事業所、民間企業を歩きながら仕事をマッチングしているものです。

(田中委員)

すみません。一般就労の方のコーディネーターです。

(障がい者支援課 大内課長補佐兼共生社会推進係長)

失礼しました。「障がい者雇用福祉連携強化事業」の方のコーディネーターですが、特別支援学校ですとか福祉就労事業所、そういったところを訪問して、コーディネーターが特別支援学校に出向いて卒業生や在校生、また、就労継続支援事業所ですとか、就労が可能な障がい者に対して適切なアセスメントを行ったり、福祉事業所の皆さんに対して技術の向上とスキルアップの研修を行ったりですとか講義を行ったりとか、そういったこともやっています。

(田中委員)

アセスメントというと個別の支援が入っているということですか。

(障がい者支援課 大内課長補佐兼共生社会推進係長)

個別の支援も入りますし、学校として事業所としてというところもあります。どちらかというところ、事業所へ訪問して一般就労出来る方の「掘り起こし」をするというイメージを持っていただけるといいかと思います。

(田中委員)

そうした場合にポツセンターとの連携とかはどうなっているのでしょうか。

(障がい者支援課 大内課長補佐兼共生社会推進係長)

ポツセンターとも必要に応じて連携しています。

(田中委員)

例えば実績とかは今まであったわけですかね。

(障がい者支援課 大内課長補佐兼共生社会推進係長)

いまの事業の状況ですけれども、おおむね年間を通じて15人程度アセスメントを行っています。あと職場実習の支援、こちら年間を通じて15人程度を行っている状況です。ちなみに今年度、12月末現在までに福祉施設から一般就労移行者、一般就労に移行した人数は12名となっています。

(田中委員)

ありがとうございました。

(友野会長)

その他にみなさんの方から何か、ご意見ご質問はありますか。資料3についての説明の方は以上ということよろしいでしょうか。

これで丁度3時になりそうですね。庁内放送が流れるということですので、今から5分間休憩ということで時間を取らせていただきたいと思います。

(休憩)

(友野会長)

皆さんお疲れ様です。半分終わりましたので次に進めていきたいと思います。

それでは資料4「障がい者雇用関係事業」について、労働雇用課からの説明をお願いいたします。

(労働雇用課 平澤課長補佐兼雇用対策係長)

資料4 「障がい者雇用関係事業」の説明

(友野会長)

それでは、ただいまの説明に対してのご質問ですとか、今後事業を進める上でのご意見等ありましたらお願いいたします。

それでは、ご意見ご質問等なしということですので次に進めたいと思います。続きまして資料5になります。「信州やまなみ全障スポに向けた障がい者スポーツ行動推進計画について」、障がい者支援課からの説明をお願いいたします。

(障がい者支援課 田嶋課長補佐兼障がい者スポーツ支援係長)

資料5 「信州やまなみ全障スポに向けた障がい者スポーツ行動推進計画について」の説明

(友野会長)

それでは、ただいまの説明に対してのご質問ですとか、今後の事業を進める上でのご意見等ありましたら、皆様の方からお伺いしたいと思います。

よろしいでしょうか。私の施設も障がい者スポーツ大会は年に一回参加していたのですが、コロナでここ3年はほんとに参加も出来ず、そういう機会がどんどん縮小してしまっているという部分ではありますけれども、これからこの新しい環境の中でという部分では表に立ってですね、将来を見越しての対応、活動をお願いしたいと思いながら聞いていました。

(森岡委員)

森岡と申します。障がい者スポーツのことで、もしかしたらもうお話が出ていることかもしれないのですが、伺いたいのですけれども、指導者の育成ですとか、興味の充足の内容充実ですとか、競技者の発掘みたいなのところはとても進んできたと思うのですけれども、例えば、競技者に対する支援者、付き添い者に対する支援みたいなもの、というのは何か移動の支援だけでは難しいものがあるのではないかと思うのですけれども、何かそういったものは考えられているのでしょうか。

(障がい者支援課 田嶋課長補佐兼障がい者スポーツ支援係長)

ただいま、障がい者の拠点づくり事業ということで県内69か所にある統合型クラブで、身近なところで障がいのある方が参加できるクラブ活動に対して支援しています。その中でも森岡委員もおっしゃったとおり、その場所まで障がいのある方が来てい

ただいて参加するのが難しいという声を聴いています。

何とかそういった方も支援したい。機会はあるけどそこまで行く方法がないということでご意見をいただき、検討はしているのですが、支援をする方の助成までは正直いたっておりません。これは、大きな課題だと思っております。以上です。

(森岡委員)

ありがとうございます。障がいを持っている方たちが気兼ねなくこういった機会に積極的に参加できるように、支援をする人のための方策も充実してきたらいいと思言わせていただきました。

(友野会長)

そのほかに皆様の方からは何かご意見ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、これで最後になります。資料6 「長野県発達障がい情報・支援センター事業について」、次世代サポート課からの説明をお願いいたします。

(次世代サポート課 塩原課長)

資料6 「長野県における発達障がい児者への支援強化について」の説明

(友野会長)

それではただ今の説明に対して、ご意見ですとか今後の事業を進める上でのお考え等ありましたら出していただきたいと思います。

ご質問ですとかご意見等は特によろしいでしょうか。それでは、資料6につきましてはよろしいでしょうか。

皆様の御協力によりまして、6つの説明は終了となりました。これで令和5年度の主な障がい者施策の概要に関する説明は終わりました。今日出席している皆さんからいただいた意見を含めて、令和5年度の事業の推進をしていただければと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

以上で会議事項は終了となりましたので、次は会議事項の全体を通して今日ご参加の皆さんから、このような機会でもありますので障がい者支援施策全般に関してご意見をいただければと思います。全体を通して皆さん、今日お持ちの意見等々ございましたらご発言いただけたらと思います。

(友野会長)

保坂委員、お願いします。

(保坂委員)

長野県聴覚障害者協会の保坂と申します。県の方でいろいろなイベントや障がい者スポーツに関わっているイベントを開催する際に手話通訳をつけることを考えていただいているかと思いますが、普段の生活の中で聴覚障がい者は聞こえない人と比べて情報がなかなか入ってこないです。聞こえる人と情報量の差があるという状況でありますの

で、そういうことを皆さんもご承知いただいた上で、障がいのある人もない人も共に生きる条例に関しても人間として情報を得る権利もあります。聴覚障がい者に情報を提供することが大事です。情報が無ければ「どうすればいいか分からない」、「行動に対しての判断ができない」、また、「やってみたいけれどできない」といった状況が起きてしまうので、そういったイベント等また県からの情報発信等があるときは手話をつける、字幕を付ける等、情報保障をぜひお願いしたいと思います。どこへ行っても情報がきちんと保障されていて、私たちが安心できる環境になっているとうれしいと思います。ぜひその辺をお考えいただければと思います。以上です。

(友野会長)

ありがとうございました。毛利委員お願いします。

(毛利委員)

終わりに差し掛かっている中で申し訳ございません。

こうゆう風だったら良いなあってことで、また共通認識にみんなでしていただきながら前進できればなということが一点あります。

福祉医療に関わって子供医療費は現物給付というのが18年の8月から県では中学卒業までということで出来るようになりました。

でも、ここのところ、それぞれの市町村はかなり進めていただいているので、中学卒業までではなく、いま、高校卒業もしくは18歳、高校に行っていない方もいらっしゃるわけですし、18歳までっていうことで窓口無料化は進んでいます。

しかし一方、同じ福祉医療の範疇の中にある障がい者の関係の医療費については未だ償還払いとなっていて、この間ずっと色々な方々から是非、後から戻るといふことがあるにせよ一旦用意することも負担なので是非、現物給付になったら嬉しいなっていうことではあるから、かたや県では共生条例というのを作って、すでに始まっているわけですので、共生条例は障がいのある人もない人もということでできているものではあります。同じ福祉医療の中でもやはり対応に差がある事は解消していただくのが良いのではないかと考えておりますので、また検討していただく課題のひとつに挙げていただくのが大事かなと思います。

(友野会長)

ありがとうございました。武藤委員お願いします。

(武藤委員)

視覚障がい者の立場から武藤ですけども、お願いいたします。いま駅の無人化が多くなっていて、ヘルパーさんが一緒だといいのですけれど1人の場合は券売機で乗車券も買えないとか、コンビニでもOKボタンを押してくださいと言われても分からなかったり、あと飲食店でもわりとタブレットとか、いまタッチパネルが増えているのですよね。だから周りにいる方がちょっと協力してくださるとか、サポート体制ができていただけたらいいなって思うのですけど、よろしく申し上げます。

(友野会長)

ありがとうございました。自分が最初の挨拶の時にお話ししましたが、施設福祉というか施設の方でご利用者の皆さんと生活しているわけですが、なかなかこの3年間で情報が入ってこないというのがすごく感じとしてあります。

我々の施設協議会の方も定期的に会議等も開きながら情報交換とか制度が変わればあーだねこうだねっていうことができたのですが、ここ3年間ウェブで1、2回やる程度という部分で本当に情報が入ってこないという部分で今回参加させていただいて改めて気がついたのは、就労支援ですとか自分達ともまた違った事業の關係の内容等々が耳に入ってきて凄いい参考になったというのはひとつあります。

ただやはりここで、生活する人達っていうのは、地域に出られず施設の中で生活するっていうことが基本になっていますので、なかなかこう県の方も色々な形の施策等しながら、そういう制度等も充実させてきてるんだなという反面、ちょっとこう逆に取りこぼされてきている感じのところもあるのだというところも正直な部分です。

狭間っていうのかな、この地域でいうと結構その、障害者支援施設、療護施設でやってきたものでして、どうしても身体障がいの方々が中心だった部分がいま、法が変わって三障がい一緒の方々、当然受け入れています。

ただ現象としては地域での福祉制度が充実してきて、中々待機している人達も少なくなってきたことは事実です。

空きベッドが出来てそういう連絡をするのですが、中々こう決まらない。決まっても中々先に進まないっていう状況になってきたことは入所事業者としては中々大変な部分もあるのですが、それだけ地域で生活できる状況が整ってきているっていうことは私が就職した40年前から比べれば、全く違うという状況も感じながらお話を聞いたりとか、実際に今、地域で生活されている皆さん本当にコロナや何かの影響があれば、生活し辛いという、大変なのだということは感じつつ参加させていただきました。

全く自分の今までとは全く違うような中でお話を聞かせていただいたりとか、今日はウェブの参加になってしまったけども、ぜひ皆さんと情報交換出来たらいいなと感じながらやらせていただきました。

これから令和5年度始まっていくわけですが、令和6年度から11年度までの障がい者計画期間という形になるようですので、皆さんの方から未来に向かっての要望だとか意見があれば出していただきたいと思います。はい森岡さん。

(森岡委員)

私も同じように40年ぐらい前から国際障害者が云々かんぬんと言われていた時代からこの業界にいるのですが、その頃から何が違うかなと思ったときに、当時からお金がない、制度がない、建物がない。

そう言ったものの中で仕事をしてきたかと思うのですが、今じゃあ何がないかなってすごく顕著なのが事前の意見書でも出させていただいたのですが、人材、人が本当に困っているんじゃないかなと、皆さん例えば施設で、事業所で、そういう問題をとても多く抱えてらっしゃるのではないかなと思います。

せっかく制度が良くなり、県の方達も国の方達も一生懸命考えてくださっているのに、

それを動かしていける人がいないことに今入っているのではないかと思います。

それは、福祉ばかりじゃなく医療、教育みんなそうなんじゃないかなって思うのです。

でも、これは一時的な事ではなく、これから続く現実だと思うのです。

その現実がある中でどんな風にしていったら、みんなが福祉をしっかり使っていけるのか、享受できるのかってところを、本当に視点をおいて制度を考えていただけたらなと。うちも600人以上の規模の法人なのですが本当に人材難で困っております。同じ業界の知的障がい施設も困りに困っています。

どこもそうだと思います。そういった現実を踏まえた上での行政とか施策を考えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

(友野会長)

他には皆さんの方からご意見ありますか。よろしいでしょうか。それでは連絡事項の方が終わりましたので、会議は終了とさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは事務局の方にお返ししたいと思います。

(障がい者支援課 山本企画幹)

友野会長ありがとうございました。それでは、最後に藤木障がい者支援課長からご挨拶申し上げます。

(障がい者支援課 藤木課長)

皆様、本日は大変貴重なご意見をいただきありがとうございました。今年度4月に障がい者共生条例を施行して、まだ取組も緒についたばかりです。

この条例を作っただけで終わりにしないように、その理念を県民の皆様としっかり共有できるように県として取り組んでまいりたいと思いますので、是非皆様方のご支援、ご協力を賜りたいと考えています。それから来年度はいよいよ令和6年度から6年間の障がい者プランを策定する年度となります。新しいプランの策定に向けて、また委員の皆様方のご支援をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日は、2時間にわたる討議になりましたけども、貴重な意見を賜りまして誠にありがとうございました。以上で会議を終了したいと思います。